

本校の新型コロナウイルス感染症対策について

- ・ 松戸市教育委員会より、「学校における感染症感染拡大防止ガイドライン【令和5年9月1日版】」が発行されました。新型コロナウイルス感染症に限らず、その他の様々な感染症を含めた感染症拡大防止に向けたガイドラインとなりますので、今後はこのガイドラインに沿って、学校における感染症拡大防止に努めてまいります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に感染した場合は出席停止となります。出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です【学校保健安全法施行規則(文科省所管)】。

お願い

- ・ 発症後10日間を経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控えたりする等、周りの方へうつさないよう配慮していただくようお願いいたします。